

地方自治体に勤務する獣医師の確保対策を求める意見書

県民生活の多様化と高度化の中で、獣医師の社会的責務が増大し、高度な専門知識と技術が要請される中、獣医学教育の6年制一貫教育が行われ、新制度での卒業生を社会に迎え19年が経過したところである。しかしながら、地方自治体に勤務する獣医師の給与を初めとする勤務条件は、ほとんど改善されることなく今日に及んでいる。

また、地方自治体勤務を希望する獣医師が激減し、獣医師の確保が困難となっており、食の安全・安心等、県民の生活を守る業務が危機にさらされている。

今日、地方自治体の獣医師が取り組んでいる業務は、公衆衛生分野における食肉・食品の安全・安心の確保に関する衛生監視・検査業務、生活環境の衛生にかかわる監視・指導業務、狂犬病等の動物とヒトが共通して感染する人畜共通感染症の予防業務等があり、また、農林水産分野においては、畜産物の生産振興及び安定供給を図るため、家畜伝染病予防法に基づく防疫措置や家畜改良増殖法に基づく高品質畜産物の生産拡大等を行うとともに、畜産物の安全性確保のため、衛生管理指導、動物用医薬品の適正指導等に取り組んでいるところである。

このように地方自治体が果たすべき重要な業務を獣医師が担っており、自治体における獣医師の確保は喫緊の課題となっている。

よって、国においては、地方自治体における獣医師の確保を図るため、次の事項について、格別の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 勤務獣医師を取り巻く環境改善を図るため、国においても医師と同等の給料表を制定すること。
- 2 と畜場法を見直し、と畜検査員にスーパーバイザー制度を導入すること。
- 3 大学の獣医学生の定数を拡大するとともに、公衆衛生、家畜衛生分野における獣医師の果たすべき役割や必要性に関するカリキュラムを充実する等の措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月16日

徳島県議会議長 西 沢 貴 朗